

議案第 5 3 号

関市都市公園条例の一部改正について

関市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 4 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消費税率及び地方消費税率の改定等に伴い、この条例を定めようとする。

関市都市公園条例の一部を改正する条例

関市都市公園条例（昭和48年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「展示会」の次に「、競技会」を加える。

第10条第1項中「別表第3に掲げる占用料」を「法第6条第1項又は第3項に基づく許可にあつては別表第3の1の表の、第3条第1項又は第3項に基づく許可にあつては別表第3の2の表の占用料等（以下「占用料等」という。）」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第3の1の表」に、「100分の105を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。）を加えた額」に、「10円」を「1円」に改め、同条第3項中「前2項の占用料」を「占用料等」に改め、同条第4項中「占用料」を「占用料等」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

1 法第6条第1項又は第3項の規定により都市公園を占用する場合

区分	単位	期間	金額（円）
電柱類	関市道路占用料徴収条例（昭和58年関市条例第12号）の例による。		
地下工作物			
展示会、競技会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル	1日	10
工事用板囲、足場、詰所、材料置場及びその他の占用	1平方メートル	1日	10

備考

1 件の金額が100円に満たないときは、100円とする。

2 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

区分	単位	期間	金額（円）
物品の販売、募金その他これらに類するもの	1 件	1 日	1 1 0
業として行う写真撮影	1 件	1 日	1 1 0
業として行う映画撮影	1 件	1 日	2, 2 0 0
興行	1 件	1 日	1, 1 0 0
展示会、競技会、集会その他これらに類するもの	1 件	1 日	1, 1 0 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条第2項（端数処理に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の占用又は行為に係る占用料等について適用し、同日前の占用又は行為に係る占用料等については、なお従前の例による。